



鳥取県公報

平成 29 年 7 月 11 日 (火)
第 8 9 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (474) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (475) (くらしの安心推進課) 2
	保安林の指定の解除予定 (476) (森林づくり推進課) 2
	公共測量の実施 (477) (県土総務課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (478) (八頭県土整備事務所) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (479) (会計指導課) 3
◇ 公 告	平成29年度鳥取県職員採用試験 (短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 3

告 示

鳥取県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651	訪問介護	平成21年6月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651	介護予防訪問介護	平成21年6月30日

鳥取県告示第475号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県民泊活用検討会	県内における住宅宿泊事業の実施及び活用に関する事項	平成29年7月11日から平成30年3月31日まで	くらしの安心局 くらしの安心推進課

鳥取県告示第476号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字笹原1533の1、字滝谷1557の4から1557の6まで（以上4筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年5月26日から同年8月31日まで
- 3 作業地域 境港市佐斐神町

鳥取県告示第478号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年7月11日

鳥取県八頭県土整備事務所長 新 浩 薫

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成28年12月21日 鳥取県指令第201600144273号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町宮谷字下山根
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市徳尾189-1
株式会社英和 代表取締役 小林 範丈

鳥取県告示第479号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成29年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成29年6月28日	鳥取市商栄町203-6	株式会社モリックスジャパン

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年7月11日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

- 1 試験の名称
平成29年度鳥取県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
公立学校栄養職員	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

- 3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額164,400円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 昭和57年4月2日以降に生まれた者

イ 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成30年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

(2) 日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成29年9月24日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

人事委員会が実施する。

(2) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(3) 試験期日

平成29年10月下旬（予定）

(4) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、

この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 29 年 10 月 4 日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 29 年 11 月上旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 30 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(1)のイ又は 5 の(2)に定める期日までにこれらに定める免許等を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、同日実施される他の試験を含め、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 29 年 7 月 28 日（金）午前 0 時から同年 8 月 9 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成29年7月28日（金）から同年8月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年8月14日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。